

障害福祉サービスの利用には 「サービス等利用計画」の作成が必要です

平成 27 年 3 月までに、原則としてすべてのサービス利用者に「サービス等利用計画」を作成いただくこととなっています。

平成 27 年 4 月からは、サービスの新規申請・更新などの申請手続きの際に、「サービス等利用計画」の作成が必須になります。

裏面の事業所に早めにご相談いただき、計画の作成を依頼してください。

サービス等利用計画とは？

利用者の抱えている課題を解決したり、適切なサービス利用を支援するために作成されます。計画には、本人の解決すべき課題や支援方針、利用するサービスなどが記載されます。

計画をつくる人は？

市が指定する「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」に設置されている相談支援専門員が作成します。裏面の事業者一覧から選んでいただき、計画の作成を依頼します。

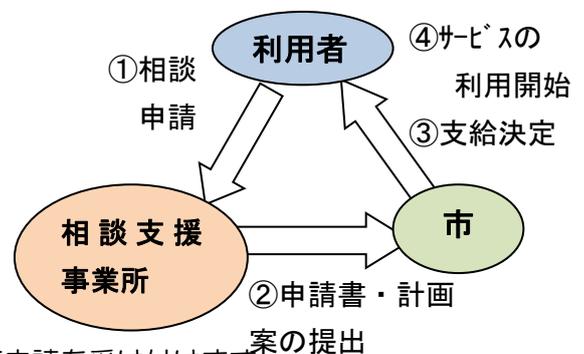
サービス等利用計画が必要になった理由は？

障がい児・者の自立した生活を支えるためには、抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けた継続的な支援が欠かせません。

そのため、専門の相談員が本人やご家族の意向を基に計画を作成し、その情報を関係者が共有することで、一体的な支援を受けることができます。

申請からサービス利用までの流れ

- 1 相談支援事業所に相談・申請（※）
- 2 相談支援事業所から市へ申請書・計画案を提出
- 3 市で支給決定・受給者証の送付
- 4 サービスの利用開始
- 5 相談支援事業所が、一定の期間ごとに利用者の状況を確認（モニタリング）



※障害支援区分の新規認定・認定期間の更新に関しては、市で申請を受け付けます。